

宇佐八幡宮封戸と位田の再検討

中 山 重 記

はじめに

- 一 宇佐八幡宮封戸と位田の変遷
- 二 比咩大神分封戸と位田の所在地
- 三 八幡大神分封戸と位田の行方
- 四 八幡大神分封戸と位田の所在地比定
おわりに

はじめに

宇佐八幡宮の封戸について、所在地を明示してある史料は『八幡宇佐宮御神領大鏡』（以下『宇佐大鏡』と略称する。¹⁾）に比咩大神分六四〇戸の所在地を明示してあるが、八幡大神分八〇〇戸の所在地は記されていない。八幡神分封戸の所在地の論究は、管見の及ぶ限りでは、この方面の權威である文学博士中野幡能先生の名著『八幡信仰史の研究』が唯一のものであろう。この書は発刊以来十五年になるが、この問題について反対意見もきかないので、先生の学説が定着した感があるが、後学の私には納得しかねる点もある。まことに盲目蛇におじずのたとえを免れないが、以下先生の御説を紹介しながら、拙考を述べ高

教を仰ぎたいと思う。

注(1) 『大分県史料』24 「到津文書」四六八号

一 宇佐八幡宮封戸と位田の変遷

宇佐八幡宮の封戸と位田は、八幡大神分のそれと比咩大神分のそれとに、明瞭に区別されて寄進されてある。弘仁十二年(八二二)八月十五日の「太政官符」⁽¹⁾に

〔史料一〕

天平十二年依^ニ大軍事^一、馳^ニ遣勅使^一、奉^ニ廿戸宣神宝及造寺度僧^一、

とある。右史料の続に、

〔史料二〕

天平十八年天皇不豫、^(ア)禱祈有^レ驗、即叙^ニ三位^一、封四百戸・度僧五十口・水田廿町、

とある。なお「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」⁽²⁾「八幡宇佐宮御託宣集」⁽³⁾験巻にも同様の文がある。この「史料一」と「史料二」の合計四二〇戸の封戸は、後述(史料三)の八幡大神の封戸八〇〇戸の中の「前四百廿戸」に当るものであり、この四二〇戸と、天平勝宝二年(七五〇)新たに寄進された「今加三百八十戸」との合計額が、八幡大神の封戸八〇〇戸を形成する。

『続日本紀』天平勝宝二年(七五〇)二月戊子条に、

〔史料三〕

奉^レ宛^ニ一品八幡大神封八百戸^{前四百廿戸今、加三百八十戸}、位田八十町^{今加卅町}、二品比咩神封六百戸、位田六十町、

とある。両大神の位封・位田として別箇に寄進されたものである。『続日本紀』天平勝宝七歳(七五五)三月丁亥条に、

〔史料四〕

八幡大神託宣曰、神吾不願^レ孀^ニ託^ニ神命^ニ、請取封一千四百戸・田二百卅町、徒无所用、如捨^ニ山野^ニ、宜^レ奉^レ返^ニ朝廷^ニ、唯留^ニ常神田^一、依^ニ神宣^ニ行^レ之、

とある。これは薬師寺の僧行信と八幡神宮の主神大神多麻呂等の厭魅事件により、行信を下野薬師寺に配し、大神杜女同多麻呂を除名し、杜女を日向、多麻呂を多嶺嶋に配し、神宮の祢宜・祝には他人を補し、その封戸・位田は大宰をしてこれを検知させたことについての宇佐宮側の対応である。その対応は、前記〔史料四〕のように、八幡神宮の封戸と位田の全部を朝廷に奉返し、ただ常神田のみを留めると託宣されたので、朝廷は神宣通りこれを実施したのである。その結果宇佐宮の封戸と位田は皆無となり、ただ常神田のみが残された。しかしその実は、延暦十七年（七九八）十二月廿一日の「太政官符」に、

其封戸庸調及位田、暫充^ニ造神宮寺料^一者、自今以後宜^レ納^ニ府庫^一、

とあるのを見れば、封戸・位田は造神宮寺料となっていて、その経理は大宰府が行なうのであるから、宇佐宮の収入面から見れば、〔史料四〕と同じ内容であった。

しかるに、中野博士は宇佐宮の封戸と位田を全部奉返したので、宇佐宮の封戸と位田は皆無となったのであるが、これを認められず、比咩大神の六〇〇戸の封戸を、「常神田」であると断定し、これが残ったとされる。⁽⁷⁾ このような所説は長保五年八月十九日「八幡大菩薩宇佐官司解案」⁽⁸⁾に、「公家奉^レ寄三所御封一千四百余戸也、而依^ニ天平勝宝七年三月十一日御託宣^一、被^レ返^ニ進八百戸^一已了、所^レ遺^ニ姫神御封六百余戸^一とあり、また『宇佐大鏡』御封田条に、「千四百十戸内⁽⁹⁾八百十戸⁽⁹⁾辭給、已大神分咩神分」とあるが、両者ともに十一世紀以後の史料であるから、制作現時点のすがたにつきつまを合せて書いたものと考えられ、そのここに到った歴史的経過は考慮されていなかったと解すべきである。例えば前者に「三所御封千四百余戸」とあるが奈良時代には二所であったものを、「三所御封」と書き放してある。だからこの問題を考えるに当っては、前記〔史料四〕後紀〔史料五〕のような、奈良時代の同時代史料をもって考えないと正確な結論は得られない。中野博士は『宇佐大鏡』の説によられたのであるが、前記〔史料四〕において、神宮の封戸一四〇〇戸全部を奉返したのであるから、残った封戸はない筈で

ある。それを中野博士は建久にできたとされる『宇佐大鏡』によって、六〇〇戸を〔史料四〕にいう「常神田」と解し、これが残ったとされるのである。⁽¹⁰⁾ 思うに、封戸は国家地方行政機構によってその租庸調を徴し、天平十一年（七三九）以後は、その全額を封主たる神宮に納めたのである。従って封戸と神田とは別個の概念である。歴史的には封戸が庄園化して御封田という概念もできるが、これは恐らく十世紀以後のことであろう。この故に、比咩大神の六〇〇戸の封戸が「常神田」であるという発想は成立しないので、比咩大神の六〇〇戸の封戸が残ったという仮説も成立しない。私は〔史料四〕にいう「常神田」とは、『新抄格勅符抄』第十卷「神事諸家封戸」条に、

八幡神

田百卅六町九反二百卅四歩神田六町九反二百卅四歩
位田百卅三反

とある。この「六町九反二四四歩」が、常神田であると考ええる。その故は、封戸も位田も奉返しているので、残るものはこれ以外に管見に接しないからである。

『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月癸亥条に、「宛ニ八幡大神戸廿五畑」とある。

奉返後八幡大神に初めて奉封である。

『続日本紀』天平神護二年（七六六）四月丙申条に、

〔史料五〕

奉ニ八幡比咩神封六百戸、以ニ神願ニ也、

とある。これは神願によって比咩大神に封六〇〇戸を再寄進されたのである。しかるに、中野博士はこれを認められていない。すなわち博士の著書『豊前国年表』⁽¹¹⁾ 天平神護二年（七六六）四月十一日条に、

神願により八幡比咩神封六〇〇戸を以て淡路・石見二国を賑給す（続日本紀）

とある。即ち博士は六〇〇戸の封戸の再寄進を認めず、すでに存在した比咩神の御封によって淡路・石見を賑給したとされる

のである。

博士の御説に対する私の所見は、『続日本紀』天平神護二年四月丙申条の検討から始めることとする。すなわち国史大系本同条に、

奉_ニ八幡比咩神封六百戸_一、以_ニ神願_{一也}談路石見二国飢、賑_ニ給_{一之}、

とあり、奉神封条と賑給二国条は別条とし、『』をもって区別されてある。』の意味は同書凡例に「同日の記事にして二条以上ある場合にはその間に」を加えて之を区別』するところから、編者黑板勝美博士は比咩大神分六〇〇戸の封戸の再寄進を認められていることになる。なお、『類聚国史』¹³⁾「古事類苑」¹⁴⁾ともに、

天平神護二年四月丙申、奉_ニ八幡比咩神封六百戸_一、以_ニ神願_{一也}、

と記し、賑給二国条は記してない。ということは、延喜の学聖も明治の学匠もともに封六〇〇戸を比咩大神に再寄進したことを認めているのである。

つぎに、中野博士は既述のように、『類聚国史』「古事類苑」国史大系本『続日本紀』の読みに従わず、博士独自の読みを展開されたのであるが、はたして博士の読まれたように読めるであろうか。これを検討するために、送り仮名・返り点・段落の区分記号等を全部落し、全く自由に読めるようにしてみると、

奉八幡比咩神封六百戸以神願也談路石見二国飢賑給之

となる。この二四字をいかによんで見ても、前記「豊前国年表」のような読みにはならない。中野博士は少なくとも前文の「奉」と「也」の二字を読まれておられない。もし「奉」と「也」の二字を読めば、絶対に「豊前国年表」のような文にはならない。このようにある史料の文字を自由に除去したり、あるいは附加したりして読むことは、その史料が誤りでない限り、史料取り扱ひの基本原則を誤っているとしなければならぬ。何故に博士がこのように誤ったかは「史料四」に、宇佐宮の封戸一四〇〇戸全部を奉返しているにかかわらず、比咩神の封戸六〇〇戸は「常神田」であると誤認され、留めたとはいえられ

ない比咩神の封戸を『宇佐大鏡』の記録によって残したから〔史料五〕の比咩大神の封戸の再寄進はありえないという先入観から、自然そのように誤読されたのであろう。これは博士の名著『八幡信仰史の研究』¹⁵⁾にも記されてある。

その後延暦十八年(七九九)十一月五日の「太政官符」¹⁶⁾に、去年十二月二十一日の官符で、八幡大菩薩ならびに比咩神封を一四一〇戸とすべき所を、一〇戸書き漏らしたので、これは省符に従って減省しないようにせよとある。この書き漏らしの一〇戸は、官符に比咩神封六一〇戸とあるから、比咩神分の封戸である。この一〇戸を誤って八幡大神分とすれば、八幡大神の封戸は八一〇戸となる。この誤りを先ず『宇佐大鏡』¹⁷⁾がおかし、「八幡信仰史の研究」¹⁸⁾がこれをうけついで。

〔史料六〕

一 諸神新封 本封之外合加私注 付

伊勢大神 封戸卅戸 尾張國十戸參河國十戸遠國十戸
當國奉寄一郡員弁郡天慶三年八月廿七日奉寄了

八幡大菩薩 卅戸 豊前國十五戸 日向國十五戸

(中略)

石清水 卅戸 山城十戸
丹波十戸

とある。伊勢大神の新封には「天慶三年八月廿七日奉寄了」と注してあるが、宇佐や石清水にはその注がない。『古事類苑』神祇部六十五「男山八幡宮」項に、

○按ズルニ、新抄格勅符抄ニハ、石清水ノ上ニ、伊勢大神等ノ封戸アリ、而シテ伊勢大神ノ下ニハ、封戸卅戸 尾張國十戸・參
國十戸、當國奉寄一郡、員辨郡、
天慶三年八月廿七日奉寄、トアリ、又扶桑略記同年月日ノ条ニ、尾張三河遠江三箇國封戸各十烟、有レ勅奉寄ニ伊勢大
神宮一、又被レ寄員辨郡一、是乱逆間、爲レ遂レ賽也トアリテ、此二書ト日本紀略トハ、一日ノ差ハアレド原ト同日ノ事ナリ、

又新抄格勅符抄ノ石清水ノ次ニ、稻荷十戸山城國同日官符トアリテ、同月日ノ文ハ、上ノ天慶三年八月廿七日ヲ承ケ、石清水ハ、其ノ中ニ包含セラル、然ラバ日本紀略ニ云フ所ノ石清水ノ封戸ハ、新抄格勅符抄ニ云フ所ト同一ノ事ニテ、廿五烟ハ恐クハ廿烟ノ事ナラン、

と考証してある。この考証によって石清水二〇戸の新封は天慶三年（九四〇）八月廿七日に寄進されたと断定された。この考証は八幡大菩薩の新封三〇戸にも準用できるので、宇佐宮新封寄進は天慶三年八月二十七日であると断定できる。なお、後述の〔史料七〕に、「豊後国」「加封壹拾五烟」、「日向国」「加封壹拾五烟」とあり、この「加封」は〔史料六〕の「新封」に当るものであるから、厳密には、「史料六」の「八幡大菩薩」は「八幡比咩大神」に、「豊前国」は「豊後国」に訂正しなければならぬ。（・は筆者）その故は、この場合『宇佐大鏡』の記録が、後世の史料に照らして先ず矛盾がないので、これを正しいと認め、『新抄格勅符抄』の二ヶ所を訂正して、同書の新封三〇戸は、『宇佐大鏡』の加封三〇烟に当るとしたのである。

このようにして累積された比咩大神の六四〇戸の封戸は『宇佐大鏡』に、

〔史料七〕

豊前国肆佰壹拾烟

上毛郡老佰烟 下毛郡老佰烟 大家郷 野仲郷是也、
宇佐郡式佰壹拾烟 封戸・向野・高家・辛嶋郷等是也、

豊後国壹佰拾伍烟

本封老佰烟 大野郡伍拾烟辨方庄是也、國崎郡陸拾伍烟
安岐・武蔵・来繩郷是也、
加封老拾伍烟

日向国壹佰拾五烟

本封老佰烟 宮崎（在）
加封壹拾伍烟 兒湯郡伍拾烟

臼杵郡六拾五烟

とある。この〔史料七〕のみが比咩大神の封戸の所在地を明示した唯一の史料であって、八幡大神の封戸の所在地を明示した史料は管見に接しない。

- 注(1) 「東大寺要録」卷四所収「太政官符」
- (2) 「石清水文書」之一、四〇三号
- (3) 古代学協会編「八幡宇佐宮御託宣集」驗卷
- (4) 「続日本紀」天平勝宝六年十一月甲申条
- (5) 右書、同年同月丁亥条
- (6) 太政官符「新抄格勅符抄」第十卷所収
- (7) 中野幡能前掲書二三七頁
- (8) 「平安遺文」四五九九号宮寺縁事抄所収
- (9) 中野幡能前掲書二一九頁
- (10) 右書二三七頁
- (11) 中野幡能「豊前国年表」(総合地方史大年表)所収)
- (12) 黒板勝美編修国史大系「続日本紀」凡例
- (13) 「類聚国史」卷五「八幡大神」の項
- (14) 「古事類苑」神祇部四「宇佐神宮」の項
- (15) 中野幡能前掲書二二二頁
- (16) 「太政官符」(「新抄格勅符抄」第十卷所収)
- (17) 「宇佐大鏡」巻頭
- (18) 中野幡能前掲書二二八頁

〔表一〕宇佐八幡宮封戸位田変遷表

大神別 封戸位用ノ別 祭 計	八幡大神			比咩大神			典拠 (下記)
	封戸計	位田計	寄進・奉返計	封戸計	位田計	寄進奉返計	
年月日 天平12 (740)	寄進・奉返 20 ¹ 寄進	20 ¹	寄進・奉返 20 ¹	寄進・奉返 20 ¹ 寄進 (30) ¹	寄進・奉返 20 ¹ 寄進 (30) ¹		(1)
年月日未詳							
天平18 (746)	400 ¹	420 ¹	20 ¹	80 ¹ 寄進 (50) ¹			(2)
天平勝宝2 (750) 2.29	380 ¹	800 ¹	30 ¹	80 ¹ 寄進	600 ¹ 寄進	60 ¹ 寄進	(3)
天平勝宝7 (755) 3.28	800 ¹ 奉返	0 ¹	80 ¹ 奉返	0 ¹ 奉返	600 ¹ 寄進	60 ¹ 奉返	(4)
天平宝字8 (764) 9.29	25 ¹ 寄進	25 ¹					(5)
天平神護2 (766) 4.12					600 ¹ 再寄進	60 ¹ 再寄進	(6)
延暦17 (798) 12.21					10 ¹ 通知もれ	610 ¹	(7)
天慶3 (940) 8.27					30 ¹ 寄進	640 ¹	(8)

- 典拠
- (1) (2)「宇佐大鏡」東大寺要録「所収弘仁12.8.15「太政官符」」
(3)「続日本紀」天平勝宝2.2.戊子条
(4)同上 天平勝宝7.3.丁亥条及び(7)の「太政官符」
(5)同上 天平宝字8.9.癸亥条
(6)同上 天平神護2.4.丙申条
(7)「新抄格勅符抄」所収延暦17.12.21「太政官符」
(8)同上 所収「諸神新封」

備考 (1)表中()内は推定。
(2)造神宮寺料となった分はこの表に記さなかった。

二 比咩大神分封戸と位田の所在地

『宇佐大鏡』によれば、比咩大神分の六四〇戸の封戸は「表二」のように、豊前の宇佐・下毛・上毛の三郡、豊後の大野・国崎の二郡、日向の児湯・臼杵の二郡に分布し、これを『宇佐大鏡』は「三国七郡」の御封と名づけている。上毛郡は一〇〇戸で二郷分であるが郷名は記されてなく、後には「上毛郡」の郡名をもって庄園化する。下毛郡は一〇〇戸で、大家郷・野仲郷がこれに充てられ、後には郷名のまま庄園化する。宇佐郡は二一〇戸で封戸・向野・高家・辛島の各五〇戸の四郷と葛原の一〇戸が充てられたと推定され、後には郷名のまま庄園化する。国崎郡の六五戸は来繩・安岐・武蔵の三郷にあてられ、各郷内の封戸の数は不明であるが、各郷内の封戸でない八五戸分も加納し、後には郷名のまま庄園化する。大野郡五〇戸は緒方郷にあてられ、後に庄園化して緒方庄となる。児湯郡の五〇戸は一郷分であるが郷名は不明、後に庄園化して宮崎庄となる。臼杵郡の六五戸は一郷と一五戸分であるが郷名は不明、後に庄園化して臼杵庄となる。以上「三国七郡」の封郷が庄園化した場合『宇佐大鏡』は「十郷三箇庄」と名づけている。これが比咩大神分の六四〇戸の封戸の庄園化したものである（既述）。このうち宇佐郡の二一〇戸⁽¹⁾（向野・封戸・辛島・葛原・高家の諸郷）、下毛郡の一〇〇戸（大家・野仲の二郷）、上毛郡の一〇〇戸（上毛郡という郡庄）は宇佐宮鏡内郷を形成し、『和名抄』郷広山郷（後の弥勒寺領広山庄）の地域を除けば、すべて相连接し、周防灘に面して第一図のように、比咩大神分封郷ゾーン（＝宇佐宮境内郷）を形成している。右の比咩大神の封郷ゾーンの形体的特徴は、(A)葛原郷を除いて封郷の八郷全部が、『和名抄』郷の五〇戸の完郷であること。(B)各郷が地理的に広山郷の地域を除いて、すべて相连接していること。(C)この八郷が庄園化した場合、『宇佐大鏡』によれば、その田数は一四八町から二四〇町の間分布していること、等があげられる。

前述のように、宇佐郡の五郷、下毛郡の二郷、上毛郡の二郷、戸数にして四一〇戸は比咩大神の封戸として寄進され、これが後に庄園化して宇佐宮境内郷を形成したことは一般学界の異論のない厳然たる事実である。しかるに中野幡能博士は、(史

〔表二〕 比咩大神分封戸所在地表

備考 学(一)は明示されないもの、推定が可能で、諸先 学(二)は一致した事項は(一)内に注した。	日向		豊後		豊前							国	所在地		
	臼杵		国崎		宇佐			下毛		上尾		郡		封戸数	
	()		()		()			()		()		郷			
	一五		()		五〇			五〇		五〇		郷			
	六五		六五		二一〇			四一〇		二〇〇		郡			
	一一五		一一五		六四〇							国	総計		
	五〇		安岐		葛原			向野		野仲		大家		郷	
	五〇		来繩		高家			辛嶋		野仲		大家		郷	
	五〇		()		葛原			向野		野仲		大家		郷	
	一五		()		葛原			向野		野仲		大家		郷	

料一)の初度の八幡大神寄進二〇戸の所在地を宇佐郡封戸郷に、(史料二)の再度の八幡大神寄進四〇〇戸の所在地を宇佐郡封戸・向野・辛嶋・葛原・高家、下毛郡大家・野仲、上毛郡上身・多布の諸郷に充てておられる。この説を中野博士の「宇佐宮境内郷八幡大神封戸説」と唱えることとする。このことは比咩大神の封戸の所在地と八幡大神の封戸の所在地を所謂宇佐宮境内郷において競合させるという誤りを中野博士はおかしておられることになる。

以下この問題について私の見解をのべることにする。まず第一に(史料一)の二〇戸、(史料二)の四〇〇戸、計四二〇戸は八幡大神の封戸である。その故はこの四二〇戸は(史料三)の八幡大神の「前四二〇戸」に当るものであるからである。(史料三)において八幡大神に寄進された八〇〇戸は「前四二〇戸」と「今加三八〇戸」の合計であって、前四二〇戸の出所は(史料一)と(史料二)の合計以外にない。そもそも宇佐宮の封戸・位田は八幡大神もしくは比咩大神のいずれかに寄進されたものであって、それは二者択一にして八幡大神分でも

なく、比咩大神分でもなく、宇佐宮の封戸・位田というものは存在しない。この基本的認識をおろそかにすると、中野博士の如く八幡大神の四二〇戸の封戸をもって、実は比咩大神の封戸四一〇戸によって占定された宇佐宮境内郷と競合させる結果となつたのである。博士が八幡大神の封戸をもって宇佐宮境内郷であるとした史料は示されず、ただ単に「境内郷的存在である。」⁽⁴⁾という発想だけである。この点〔史料一〕の二〇戸、〔史料二〕の四〇〇戸が、八幡大神の封戸であるということは根拠のない発想によって導かれたものである。

次に比咩大神の位田の所在地については、『宇佐大鏡』十八本御庄条結語に、

件十七箇所御庄等、或御位田百卅町、御供田十二丁、或御油料庄等也、^(冊)

とあるから、十八本御庄は位田・供田・油料等の庄園化したものである。十八本御庄とは『宇佐大鏡』に、豊前の新開・角田・津隈・貫・到津・勾金、豊後の田染・石垣、筑前の綱別・椿、筑後の小家・守部・小河・御深、肥前の米多・赤自・大楊・大町の諸庄である。

しかるにこの点について疑問が残るのは、『史料三』の両大神に位封・位田の奉寄、又〔史料四〕の両大神の位封・位田の奉返も、影の形にそうように位田は位封に附随して、寄進又は奉返されている。〔史料五〕の比咩大神に六〇〇戸の封戸を再寄進された場合、これまでの慣例であれば、比咩大神分六〇町の寄進がなされたものと推定できる。ところが続日本紀に比咩大神分六〇町の位田の寄進がないのに、『宇佐大鏡』では「百卅町」^(冊)の位田が「天平勝宝年中」⁽⁵⁾の寄進として記されてある。しかるに、天平勝宝七歳（七五五）には、延暦十七年（七九八）十二月廿一日の「官符」によって「造神宮寺料」になっているので、『宇佐大鏡』に「百卅町」の位田とあるのは誤りで、「造神宮寺料」となった八幡大神の位田八〇町を誤入しているので、正しくは、『宇佐大鏡』十八本御庄結語中の「御位田百卅町」は比咩大神分のみ「六〇町」に訂正されなければならない。『宇佐大鏡』は、所収文書以外は注意して読む必要がある。

注(1) 『宇佐大鏡』巻頭

(2) 中野幡能前掲書二二二頁

(3)(4) 右同書二二三頁

(5) 延暦十七年十二月廿一日官符（『新抄格勅符抄』所収）

三 八幡大神分封戸と位田の行方

〔史料四〕によれば、宇佐宮の封戸と位田は朝廷に奉返されたとあるが、延暦十七年（七九八）十二月二十一日の太政官符⁽¹⁾によれば、実は天平勝宝七歳（七五五）三月丁亥、造神宮寺料に充てられていた（既述）。造神宮寺料とは、もちろん、宇佐宮の神宮寺弥勒寺の造営料のことである。右官符によれば、八幡宮の封戸を解除して造神宮寺料としての封戸に切り換えたのではなく、八幡宮の封戸でありながら実質的には造神宮寺料に充てたと解しなければ、その他の諸史料と整合しない。ただし〔史料五〕により比咩大神の六〇〇戸の封戸（恐らくは六〇町位の位田も）は天平神護二年（七六六）再寄進されているから、八幡大神分の八〇〇戸の封戸と八〇町の位田が造神宮寺料として残ったとしなければならない。なお、この造神宮寺料はこれを解除され本来の八幡大神の封戸・位田に復したという史料、もしくは、造神宮寺料とともに、八幡大神の封戸、位田自体が解除されたという史料は、ともに管見に接しないので、八幡大神の封戸、位田のまま造神宮寺料として残ったと見なければならぬ。この造神宮寺料が後に荘園化して弥勒寺庄園になったものと推定する。

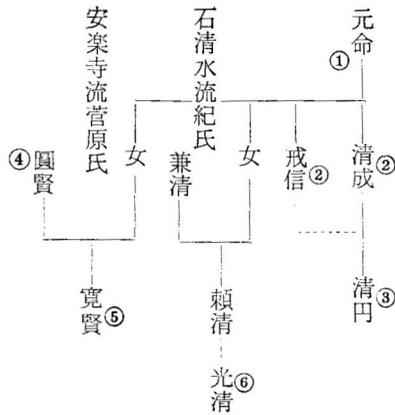
弥勒寺庄園については「弥勒寺喜多院所領注進」⁽²⁾に、豊前五五所・豊後一八所・筑前一四所・筑後七所・肥前六所・日向三所・薩摩四所・肥後四所・大隅三所、計一〇四所の庄園があげられ、この中に筑前大分宮・肥前千栗宮・肥後藤崎宮・薩摩新田宮・大隅正八幡宮の所謂五所別宮が含まれている。次に、文治二年（一一八六）四月十三日「後白河院庁下文案」⁽³⁾に、八坂・大神・日出・由布・伊美・岐部・白野・香地・竹田津・真玉・姫嶋・都甲・草地・山香・藤尾寺の十五庄を弥勒寺庄園としてあげられてある。なお、『元暦文治記』⁽⁴⁾に、五所別宮の外、末寺として豊前入学寺・西明寺・正覚寺・中観寺・菩提院・香

春宮、豊後法満寺・藤尾寺・由原宮、肥州蓮花寺・成道寺、薩摩五大院があげられている。

右のように莫大な弥勒寺庄園について、竹内理三氏は、「まことにその数は宇佐本宮に劣らず多い。」「肥前の千栗宮、肥後の藤崎宮、大隅正八幡宮をその末社としている宇佐弥勒寺の勢力は大したものである。」⁽⁵⁾と述べられている。このように質量ともに宇佐宮庄園より大きい弥勒寺庄園が、どのような系譜をもち、或はどのような権源によって成立したものであるかについてはいまだ未開拓の分野である。私はここですこしくこれに触れよう。

『石清水祠官家系図』⁽⁶⁾によれば、弥勒寺講師元命は宇佐氏の出身で、長保元年（九九九）永宣旨をもって弥勒寺講師に補任し、治安三年（一〇二三）石清水別当に補任し、長久四年（一〇四三）法印に叙し、永承六年（一〇五一）弥勒寺に入滅した。元命は宇佐を根拠にして中央への進出は、律令制の終末期における、宇佐宮封戸・位田等を再編成し、これを宇佐宮ならびに弥勒寺のために庄園化する目的をもって、強力な実力行使とも見られる、長徳元年（九九五）大宰大式藤原佐理罷免事件、寛弘元年（一〇〇四）大宰権帥平惟仲罷免事件等によって、中央権勢に圧力をかけることによって大宰府を降し、宇佐宮も弥勒寺も、その封戸・位田等を庄園化することに全力をあげたのである。元命は摂関家に接触することに成功し、寛弘年中（一〇〇四—一二）弥勒寺内に撰籙家祈願所として喜多院を起し、その院主となった。前記「喜多院所領注進」に載せられた九国に亘る一〇四所の末寺・末宮・庄園は元命存命中に集積されたと推定される。すなわち永承七年（一〇五二）六月八日の「大宰府符案」⁽¹⁵⁾は十一通あって九国の国司と二島の島司に同文をもって発給されている。この府符の事書に、
「元命任三故法印大和尚位元命相承道理一以三法眼和尚位清成二爲三惣檢校職一執行八幡宇佐宮寺末寺末宮并所領庄園雜務事
これによって弥勒寺の末寺・末宮、所領庄園が九国二島に分布していたものと判断される。⁽¹⁶⁾

その後弥勒寺講師ならびに喜多院司職は、元命の後講師職を戒信に、惣檢校職（喜多院司職と同一内容の職であろう。）に分裂したが、清圓以後はこの両職を併任（宇佐宮弥勒寺講師并喜多院司）して圓賢・寛賢に譲られるが、寛嚴の後は元命の外曾孫紀氏系の光清に譲られた。これは元命の血統であることを挺子としてその譲をうけたのであるが、その本音は紀氏による



領庄園を確保せんがために石清水をたのんだものではなく、石清水の光清が弥勒寺講師職を元命の外曾孫であることを捭子にして、政界にはたらきかけ、あるいは菅田山陵に祈願して、強引にかち得たものであった。このように強引な弥勒寺講師職の獲得は、講師職に付随する喜多院司職がほしいのであって、喜多院に集積された末寺・末宮・所領庄園の支配権を獲得したかったのである。

このように元命によって集積された莫大な弥勒寺庄園、また石清水光清が中央の権力を動員して獲得した弥勒寺庄園は、竹内理三氏のいわれるように「中央に対する朝廷の信仰を背景と、九州における宇佐宮の在地信仰」による寄進というようなことだけでは、この莫大な弥勒寺庄園成立の説明はできにくい。宇佐宮の所領庄園については幸いに『宇佐大鏡』のあることによって、比咩大神の六四〇戸の封戸を権源として十郷三箇庄、同大神の位田・供田・油料等を権源として十八本御庄が成立しその周辺に寄進・買得・加納等による莫大な常見名田が成立して宇佐宮領を形成した。然るに弥勒寺庄園は質量ともに宇佐宮

宇佐・石清水本二宮の支配権獲得にあった。保安四年(一一二三)四月廿六日石清水別当法印大和尚位光清は、応神陵菅田山に告文を捧げ、弥勒寺講師職に補任されんことを祈願した。この祈願は公家を動かしたものと見え、弥勒寺講師寛賢は「宣旨寛賢科被止闕」⁽¹⁹⁾、大治三年(一一二八)十月廿二日、光清は弥勒寺講師并喜多院司に官符をもって補任され、ついに永年の宿望たる本末二宮の支配権は石清水系紀氏の手に落ちたのである。「僧綱補任抄出」⁽²⁰⁾光清条に、「弥勒寺此時付三八幡了」とある。これは「光清の時から弥勒寺は石清水八幡宮の支配するところとなった。」ということであり、これは弥勒寺の歴史の変革を本質的に捉えた至言である。この歴史の変革は、庄園支配関係の用語に置きかえるならば、「光清のとき石清水八幡宮は宇佐宮弥勒寺の本家になった。」ということになる。この本家職は弥勒寺側の寄進によってその所

庄園よりも大きいと判断されているが、これは必ずしも宇佐宮庄園と同様に、何等かの権源を擬子として成立したものであろうと推定する。そしてその権原は造神宮寺料であった八幡大神の封戸と位田より外にないようである。その故は、かつて元命が喜多院に莫大な弥勒寺庄園を集積し、その庄園の支配権を欲した石清水光清の所行も本末二宮の支配権を獲得することにあつた以上、宇佐宮が比咩大神の封戸と位田等を支配している現実に対し、八幡大神の封戸と位田等（造神宮寺料）の変質した弥勒寺庄園の支配権の獲得こそ、光清のいう「本末二宮」の支配に当るのである。従つて私は造神宮寺料であった八幡大神の八〇〇戸の封戸と八〇町の位田を権源として喜多院元命はその庄園化に一生をかけたと推定するのである。

従つて、弥勒寺庄園は八幡大神の封戸と位田（造神宮寺料）の変質庄園と推定される以上、比咩大神の庄園と同じく、第一層に封戸を母体とする庄園、第二層として位田等を母体とする庄園、第三層として加納・買得・寄進等による庄園の結合体によつて形成されていると推定される。

注(1) 「太政官符」(『新抄格勅符抄』第十卷所収)

(2) 「弥勒寺喜多院所領注進」(『石清水文書』之二、四三三号)

(3) 「後白河院庁下文案」(『鎌倉遺文』八五号)

(4) 中山重記校注「元暦文治記」(『大分県地方史』八八号)

(5) 竹内理三「日本荘園史」(『日本歴史』一四四号)

(6) 東京大学史料編纂所蔵本「石清水祠官家系図」に「宇佐氏」「元命」とある。

(7) (8) (9) (10) 「続群書類従」七輯上「石清水祠官家系図」

(11) 「百鍊抄」長徳元年十月十八日条に、「停_レ大宰大貳佐理、以_レ藤原有国_二任_一之、依_レ宇佐宮訴、遣_レ推問使_二之_一処、無_レ弁申_一之故也」とある。

(12) 「日本紀略」寛弘元年十二月廿八日条に、「大宰権帥惟仲卿停任、以_レ左兵衛督藤原高遠_二任_一大宰大貳、依_レ宇佐宮訴也」とある。

る。『平安遺文』四五九九号、長保五年八月十九日「八幡大菩薩宇佐宮司解案」に惟仲の不法八ヶ条を太政官に越訴し、官符によって惟仲の不法は停止された。惟仲の罷免はこれらの事件に拘わるものである。

(13) 『小右記』寛弘二年四月七日条に、「（惟仲）帥去月十五日申時薨、宇佐宮降、誅歎」とある。

(14) 『官宣旨案』（『鎌倉遺文』九一六一号）

(15) 『大宰府符案』（『平安遺文』四九二二号より四九三二号まで十一通）

(16) 『太政官符』（『石清水文書』之二、四〇六号）

(17) 保安四年四月廿六日「（清）別当法印光清告文」『石清水文書』之一、三二号に、この告文の主旨を示して、「本末二宮を兼行」することと

明示してある。この場合本末二宮とは、宇佐本宮がすでに六〇〇戸の封戸と六〇町の位田を権源として鎮西に莫大な庄園領主となっている以上、これに手をつけることは不可能である。これに対し、八幡大神の封戸、位田は造神宮寺料として、大宰府の管理下にあり、大同三年七月十六日「太政官符」（『類聚三代格』卷一）、これを石清水の支配下におくことが、光清告文の「本末二宮」の支配の内容であった。

(18) 「別当法印光清告文」（『石清水文書』之二、三二号）

(19) 『石清水文書』之二、四一一号、光清を弥勒寺并喜多院検校に補任する官符の前書に「寛賢科被止闕」とある。これは「寛賢の科にとがより止闕（罷免）せらる。」と読むのであろう。

(20) 「太政官符」（『石清水文書』之二、四一四号）

(21) 『群書類従』五四卷「僧綱補任抄出」

(22) 竹内理三「日本莊園史」（『日本歴史』一四四号）

(23) 竹内理三前注(2)の講座において宇佐宮庄園の第三層たる常見名田に対応する庄園として、「鎌倉遺文」九二六号「豊前国凶田帳写」の弥勒寺庄園徳善名をあげられている。

四 八幡大神分封戸と位田の所在地比定

八幡大神分の封戸と位田の所在地を明示した史料はない（既述）。これに対し中野博士は、

封戸は後に庄園に変質して行くことに八幡神封戸が「十八本御庄」になっているのでこの封戸の地を知ることができる。⁽¹⁾

として「十八本御庄」をあげられた。この御説を中野博士の「十八本御庄八幡大神封戸説」と名づけることとする。そこでまず諸先学はどのように見ておられるか。正木喜三郎氏は、「位田・供田・料所等の庄園化した本御庄十八ヶ所」とし、川添昭二氏は「本御庄十八庄」の「淵源については、位田・供田・油灯料所などの遺制をひくものである。」⁽³⁾とし、工藤敬一氏は「本御庄は『宇佐大鏡』によると、御位田・御供田・御油料所などの系譜をひくもの」とされ、渡辺澄夫氏は「位田供田から成立する十八本御庄」⁽⁵⁾と端的に表現され、竹内理三氏は、「宇佐大鏡」の十八本御庄をあげ「天平勝宝年中に国家から施入された位田一三〇町、御供田一二町、或は御油料庄で（中略）諸郡に散在していたので、（中略）国領と相博し、（中略）一円神領としたものである。」⁽⁶⁾と説明されてある。以上五氏ともに、「宇佐大鏡」の説を、そのまま採用されて、十八本御庄の系譜は、位田・供田・油料所であるという点では一致している。従って中野博士の「十八本御庄八幡大神封戸説」は特異な存在である。

先ず中野博士の御説は氏の御説自体に矛盾があり、既述の博士の「十八本御庄八幡大神封戸説」（仮に甲説と名づける。）と「宇佐宮境内郷八幡大神封戸説」（仮に乙説と名づける。）は両立することのできない相矛盾する御説である。先ず甲説を立てれば八〇〇戸の八幡大神の封戸は十八本御庄でその全部を費されるので、乙説の宇佐宮境内郷を構成する四二〇戸の八幡大神の封戸は残らない。次に乙説を立てれば、宇佐宮境内郷成立のために四二〇戸の八幡大神の封戸を費しているから、残り三八〇戸で十八本御庄の成立を説明しなければならぬ。すなわち博士の甲説の発想は八〇〇戸（＝十六郷）の封戸により十八本御庄を成立させることを前提としているので、この前提の成立しない甲説は成立しない。

〔表三〕

十八本御庄表			
中野幡能 氏比定郷	十八 本御庄	田数	棒グラフ 100町 200町
朝見郷	石垣庄	150 ^町	——
蒲生郷	到津庄	130	——
田染郷	田染庄	90	——
香春郷	勾金庄	05	——
山田郷	角田庄	85	——
判部郷?	大湯庄	83	——
野麻郷	新開庄	79	——
砦見郷	津隈庄	70	——
多駄郷	大町庄	70	——
穂浪郷	椿庄	43	——
米多郷	米多庄	34	——
長野郷	貫庄	33	——
夔調郷	赤白庄	24	——
綱別郷	綱別庄	22	——
小家郷	小家庄	16	——
判太郷	守部庄	15	——
大神郷?	小河庄	14	——
大神郷	御深庄	6	——

〔備考〕

- (1) 田数は「宇佐大鏡」による。但し田染庄は「豊後国弘安図田帳」による。
 (2) 比定郷は中野幡能「八幡信仰史の研究」218頁の第14表による。

〔表四〕

比咩大神封郷ゾーン表			
棒グラフ 300町 100町	田数	封郷	和名抄郷
——	155 ^町	封戸郷	封戸郷
——	202	向野郷	向野郷
——	240	辛島郷	辛島郷
——	160	高家郷	高家郷
——	148	野仲郷	野仲郷
——	164	大家郷	大家郷

〔表五〕

八幡大神封郷エリア推定表 (豊後浦部十五庄)			
棒グラフ 300町 200町 100町	田数	浦部十五庄	和名抄郷
——	200 ^町	八坂庄	八坂郷
——	170	大神庄	大神郷
——	200	山香庄	山香郷
——	60	由布庄	由布郷
——	238	真玉庄	伊美郷
		香地庄	
		竹田津庄	
——	120	岐部庄	来縄郷
		姫島	
		白野庄	
——	300	草地庄	来縄郷
		都甲庄	
——	300	宇佐宮領	

注(1)文治2年(1186)当時は大神庄は日出庄、大神庄に分れていた。

(2)藤尾寺の所在地不明。

第二に、中野博士の十八本御庄八幡大神封戸説は、『宇佐大鏡』の角田庄・津隈庄・到津庄・勾金庄の記述の中に、「御封田」とある、これを唯一の根拠として八幡大神の封戸が変質して十八本御庄になったとされるのである。『宇佐大鏡』結語に、十八本御庄は位田・供田・油料から成立した庄園であるとある以上、「御封田」の語が一封戸の口分田を意味するものであるという裏付け史料のない以上、中野博士の御封田即封戸田説は成立困難である。仮りに中野博士の御説を認めるとして、「御封田」のある庄園は前記四庄に限られ他の十四庄についてはこの論理は適用しない。殊に、筑後国小家庄・小河庄・御深庄については治安三年（一〇二二）七月十三日「筑後国符写」に、「御位田并御装束料桑」と明記されてあるによりこれは格別除去さるべきであるから、この意味においても博士の十八ヶ本御庄八幡大神封戸説は根拠のない誤った仮説であろう。

第三に、中野博士の十八本御庄八幡大神封戸説の発想に、

仮に一郷が一庄に發展したとみると十八ヶ庄で、一郷五〇戸とすると九〇〇戸になる。（比咩神位田であったと推定する）⁽⁹⁾
新開・田染庄を除くと、大凡大神分八百十戸はこのような地点を封戸として施入されたということが明らかになる。

とあり、別表に、十八本御庄に対応する律令制の郷を「所在」という名目の欄に十七あげてある。このような表現は律令制の五〇戸の完郷十六郷が庄園化して十八本御庄中の十六庄になったということ的前提としている。だからこのような発想は十八本御庄の一庄毎に、これに対応する郷との間に、「和名抄」郷のA郷から本御庄のA'庄に変質したという因果関係の立証ができない限り単なる誤った発想にすぎないであろう。よって私は十八本御庄中の九庄について律令制のA郷から本御庄A'庄に変質したものでないことを証明する。豊前国角田庄・津隈庄・貫庄・到津庄・勾金庄は三郡ないし一郡に散在した御封田を國領と相博の上立券したものである。従って御封田の所在地は史料がないから不明である。またこれが五〇戸一郷の郷であるかどうかを調べる方法もない。このような五庄のある限り中野博士の「十八本御庄八幡大神封戸説」は成立しない。豊後石垣庄については渡辺澄夫氏の研究がある。「和名抄」郷、豊後朝見郷は『豊後国弘安図田帳』⁽¹⁰⁾によれば、宇佐宮領朝見郷八〇町、同領石垣庄二〇〇町、弥勒寺領竈門庄八〇町、延曆寺領鶴見村一五町に分化したとされている。従って律令制の朝見郷が五〇

戸をあげて十八本御庄中の石垣庄に変質したのではないことを証明されている。肥前国米多庄については、正応五年（一二九二）八月十六日「河上宮造宮用途支配総田数注文」⁽¹²⁾の、「勅免分」に「安楽寺領米多庄五十七町三反」とあり、「庄園分」に「米多庄三十四町」とある。後者は「宇佐大鏡」の本御庄「米多庄田数三十四町」に該当する庄園である。この二つの領主を異にする米多庄は、律令制の米多郷に系譜をもつものと考えられるから、律令制の米多郷五〇戸をあげて宇佐宮本御庄米多庄だけに庄園化したものではない。同国宇佐宮領本御庄赤自庄は律令制の小城郡蹇調郷中の赤自里の庄園化したものと推定されている⁽¹³⁾。赤自里は条里制の三十六町一里の里である。従って古代郷蹇調郷が五〇戸をあげて庄園化したものではない。これを裏づけする史料が「宇佐大鏡」⁽¹⁴⁾にある。宇佐宮津守常見領肥前国小城郡蹇調郷は本領主大監秦時広から買得した半不輸の神領一七四町の地である。この半不輸の宇佐宮領蹇調郷が古代郷蹇調郷のあとであるから、赤自庄は蹇調郷の中の条里制の一里赤自里に系譜をもつ庄である以上郷庄ではない。宇佐宮本御庄肥前小城郡大楊庄は、小城郡伴部郷の中の条里制の里「乙柳里」の庄園化したものと推定されているから、伴部郷の庄園化した郷庄ではない。これを裏付する史料に「宇佐大鏡」⁽¹⁵⁾がある。宇佐宮常見領肥前国小城郡伴部郷は、本領主大監秦時広から買得した半不輸の神領四一九町余の地である。宇佐宮領伴部郷の母胎が律令制の伴部郷であるから大楊庄は条里制の里の庄園化したものであって郷庄ではない。以上十八本御庄中の角田・津隈・貫・到津・勾金・石垣・米多・赤自・大楊庄について、律令制のA郷五〇戸の完郷が十八本御庄中のA'庄に変質したものでないことを証明した。これによって中野博士の十八本御庄八幡大神封戸説は成立の前提をうしなつた誤つた仮説である。

第四に、比咩大神封郷中九郷は相連接して比売大神封郷ゾーン（宇佐宮境内郷）を形成していることは既述し、これの(A)・(B)・(C)の三特徴を明示した。中野博士の十八本御庄八幡大神説がもしも確固たる根拠をもつた御説であるならば、全部でなくとも(A)・(B)・(C)の三条件を満たすべき筈である。十八本御庄は(A)の条件を満たしていないことはすでに述べた。(B)の条件については、比咩大神の封郷の九郷は相連接し比咩大神封郷ゾーンを形成しているが、十八本御庄は連接している庄園はなく、すべ

て散在である。次に(C)の条件については、比咩大神の封郷庄の田数は一四八町から二四〇町間に分布している。沢田吾一の研究によれば、一郷の口分田を一九〇町五反と計算し、『和名抄』国別田数をその国の郷数で除した田数を、筑前一八一町、筑後二三七町、豊前三〇七町、豊後一六〇町、肥前三一六町、肥後二三七町と計算されているから、『宇佐大鏡』の郷別田数一四八町から二四〇町間の分布は信頼性がある。然るに十八本御庄においては〔表三〕に示されるように五〇町以下の庄九庄、五〇町から一〇〇町までの庄七庄、一〇〇町から一五〇町までの庄二庄というように、既述のように、沢田吾一の研究〔図一A〕・〔表四〕に記されてある比咩大神の封郷と比較することによって、十八本御庄の田数が狭少で、五〇戸の完郷が庄園化したものとは到底考えられない。最大の本御庄は石垣庄であるが、これは既述のように一和名抄』郷朝見郷の一部の庄園化したものである。中野博士の十八本御庄八幡大神封戸説は、本御庄の田数の点からも成立し得ない要因をもっている。

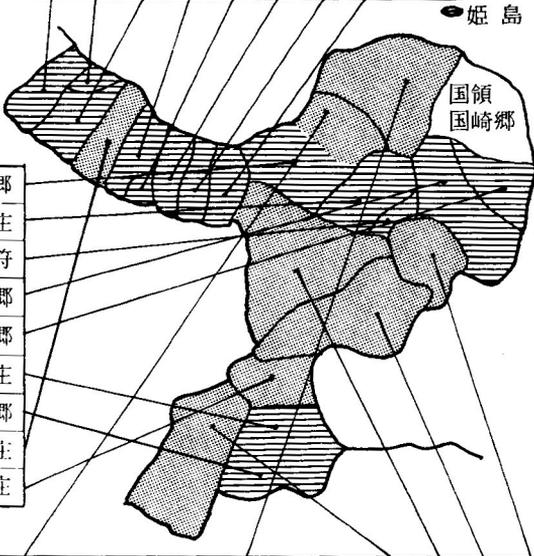
私は既述のように、造神宮寺料八幡大神封戸説をのべた。造神宮寺料は既述のように、八幡大神の封戸と位田が庄園化し、弥勒寺庄園となったと推定するのであるが、封戸の庄園化したものを第一層とし、これは比咩大神の封郷庄に対応し、位田の庄園化したものを第二層とし、比咩大神の十八本御庄に対応し、加納・寄進・買得等による庄園は徳善名と称し、第三層を形成し、比咩大神庄園の常見名田に対応するものと推定した。弥勒寺庄園のうち、その第一層の一部分を形成すると推定される庄園に豊後浦部十五庄がある。浦部十五庄の初見は文治二年(一一八六)四月十三日の「後白河院庁下文案」¹⁹⁾である。この下文案によれば神事仏事勤行と堂社修造のために弥勒寺に下された重厚な勅免庄・院免庄である。その所在地は〔図一(B)〕・〔表五〕のように、八坂庄が豊後速見郡八坂郷に、大神庄(文治二年当時は大神庄・日出庄に分化していた。)が同郡大神郷に、山香庄が同郡山香郷に、由布庄が同郡由布郷に、真玉庄・香地庄・竹田津庄・伊美庄・岐部庄・姫島の六庄が国崎郡伊美郷に、白野庄・草地庄・都甲庄が同郡来繩郷に成立した。浦部十五庄のうち藤尾寺の所在地は不明であるが、浦部十五庄の領域は、速見郡五郷のうち四郷が相連接し、国崎郡六郷のうち一・三郷余が相連接して弥勒寺領を形成しているので、速見郡の「和名抄」郷由布・八坂・大神・山香の四郷、国東郡の伊美・来繩(一部)の二郷は八幡大神分封郷エリアを形成していると

〔圖一〕

比咩大神分封郷ゾーン図及び
八幡大神分封郷エリア推定図

宇佐大鏡	宇佐宮	〔和名抄〕郷
田数	境内郷	封戸郷
一五五町	封戸郷	封戸郷
二〇二	向野郷	向野郷
二四〇	辛島郷	辛島郷
四一	葛原郷	葛原郷
一六〇	高家郷	高家郷
一四八	野仲郷	野中郷
一六四	大家郷	大家郷
二七二	(二郷)	上毛郡

(A) 比咩大神封郷ゾーン図
(宇佐宮境内郷図)



領国	
宇佐宮領	
弥勒寺領	

周防灘

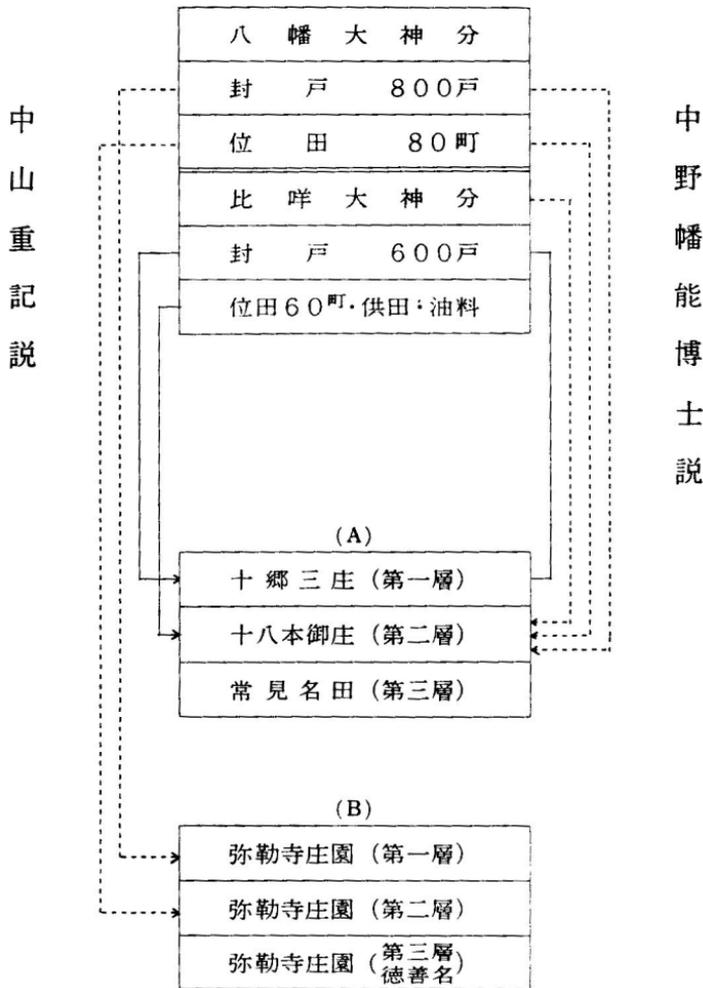
別府湾

宇佐宮領	郷	繩染庄
	田	原別符
	安岐郷	武蔵郷
	石垣庄	朝見郷
	弥勒寺領	広山庄
		龍門庄

備考 (1) 藤尾寺の所在地不明 (2) 日出庄は大神庄に含まれる。	来繩郷	伊美郷	由布郷	山香郷	大神郷	八坂郷	〔和名抄〕郷
	都甲庄	伊美庄	由布庄	山香庄	大神庄	八坂庄	浦部田
	草地庄	竹田津庄	真玉庄	二〇〇	一七〇	二〇〇町	弘安図田帳
	白野庄	香地庄	七〇	七〇	七〇	数	
	姫島	伊美庄	七〇	二〇	二〇		
	岐部庄	三六					
	一五						
	三						
	二五						
	二五						
七〇							

(B) 弥勒寺領豊後浦部十五庄図
(八幡大神分封郷エリア推定図)

[表六] 中野幡能 宇佐宮封戸位田所在地比定比較表
 中山重記



- 備考 (1) 中野幡能博士説は「八幡信仰史の研究」による。
 (2) 中山重記説は本稿による。
 (3) 図中——は、根拠があり通説として認められているもの。
 (3) -----は、推定による仮説であるもの。
 (4) (A) は「宇佐大鏡」による宇佐宮莊園 (比咩大神分封戸位田変質庄)
 (B) は「弥勒寺喜多院所領注進」による弥勒寺庄園。

推定される。いまこれを比咩大神分封郷ゾーンの特徴と比較してみると〔図一〕・〔表四〕・〔表五〕に示すように、「和名抄」郷五〇戸全部が庄園化しているから、特徴(A)はこれを満足し、速見郡の四郷と国崎郡の一郷余は二ヶ所に分離しているが、速見郡の四郷の如きは、聖武天皇の寄進された墾田百町の庄園化した竈門庄⁽²⁰⁾を交えて相連接し、八幡大神封郷エリアを形成していると推定されることによって、特徴(B)を満足し、なお、浦部十五庄の母体である速見郡四郷・国崎郡一郷は、由布庄を除いて、〔図一(B)〕・〔表五〕に示すように、その田数一七〇町から二〇〇町の間⁽²¹⁾に分布しているから、特徴(C)を満足している。由布庄六〇町は、一郷五〇戸の庄園化したものとしては田数が狭少であるが、「和名抄」由布郷の地に、由布庄以外に国領又は他の庄園が存在しなかったことを『豊後国図田帳』は証明している。

この項を終るに当り、中野博士と私の八幡大神封戸・位田の所在地比定を〔表六〕によって要領をまとめると、博士は八幡大神分封戸・位田、比咩大神分封戸・位田等をあげて、『宇佐大鏡』によってのみ解決されたのであるが、元来『宇佐大鏡』は比咩大神分の封戸・位田を記述してあるのが原則であると理解しないと、それは『続日本紀』などの史書と整合しないことをこの論文の諸所においてふれた所である。一方弥勒寺庄園について、宇佐宮庄園が比咩大神の封戸と位田等を権源として成立したとする明瞭な史料があるので、弥勒寺の場合、ただぼう大な庄園があるという認識だけで、そのぼう大な庄園がどうして成立したのかは、史料の制約によって証明できないのが実状であるが、今後五所別宮等の弥勒寺庄園を精究することによって、私の造神宮寺料八幡大神封戸説は強化されるであろう。

注(1) 中野幡能『宇佐八幡と石仏』(『大分の歴史』(2)二一八頁)、中野氏前掲書二八頁

(2) 正木喜三郎「起請田の性格」(『日本歴史』一四五号)

(3) 川添昭二「嘉穂地方史」古代中世史編九二頁

(4) 工藤敬一「九州庄園の研究」一〇一頁

(5) 渡辺澄夫「大分県史」中世編I三三二頁

- (6) 竹内理三「日本莊園史」(『日本歴史』一四三号)
- (7) 中野幡能前掲書二一七頁
- (8) 筑後国符写「平安遺文」四六〇六号
- (9) 中野幡能前掲書二一八頁
- (10) 渡辺澄夫「大分県史」中世編一三〇二頁
- (11) 「豊後国田帳」(『鎌倉遺文』一五七〇〇・一五七〇一)
- (12) 河上宮造宮用途支配總田数注文(『鎌倉遺文』一七九八四)
- (13) 「日本歴史地名大系」(2)「佐賀県の地名」二二九頁
- (14) 「宇佐大鏡」常見名田条肥前国鹽調郷
- (15) (13)の書二三五頁
- (16) (14)の書、常見名田条肥前国伴部郷
- (17) 沢田吾一「奈良時代民政經濟の数的研究」
- (18) 沢田吾一前掲書三〇〇頁
- (19) 後白河院序下文案「鎌倉遺文」八五号
- (20) 中山重記校注「元暦文治記」(『大分県地方史』八八号)

おわりに

この小論において私の明らかにしたいと努力したことは、

①八幡大神と比咩大神の封戸と位田は明瞭に区別して寄進されており、宇佐宮の封戸と位田は両大神のいずれかに寄進されたものであって、それは二者択一にして、八幡大神分でもなく、比咩大神分でもない、宇佐宮の封戸・位田というものは存在

しない。この基本的認識を怠り〔史料一〕・〔史料二〕の八幡大神分四二〇戸の封戸の所在地を、宇佐宮境内郷にあて、比咩大神分の封戸の所在地と競合させた、中野博士の御説はとりえないこと。

②天平勝宝二年（七五〇）に寄進された比咩大神分封六〇〇戸のうち、四一〇戸が宇佐宮境内郷を形成していること。

③天平勝宝七歳（七五五）宇佐宮の封戸・位田全部を奉返したので宇佐宮の封戸と位田は皆無であるのに、比咩大神の封戸六〇〇戸を常神田であるとして、宇佐宮に残ったとする中野博士の御説は、『続日本紀』天平勝宝七歳三月丁亥条を読み誤まられていること。

④天平神護二年（七六六）比咩大神の封戸六〇〇戸の再寄進を認めない中野博士の御説は、『続日本紀』天平神護二年四月丙申条を読み誤まられていること。

⑤「宇佐大鏡」の「加封三十戸」は、天慶三年（九四〇）寄進の「新封三十戸」に当ること。

⑥「宇佐大鏡」に比咩大神分の封戸と位田の所在地を明示してあるが、八幡大神分の封戸と位田の所在地を明示した史料はない。従って中野博士の十八本御庄八幡大神封戸説は根拠のない仮説であること。

⑦「宇佐大鏡」の十八本御庄は比咩大神の位田・供田・油料等の庄園化したものであること。

⑧八幡大神の封戸・位田は後に「造神宮寺料」として残り、これが解除されることなく、喜多院元命等の努力によって、弥勒寺庄園に再生したと推定したこと。

⑨従って弥勒寺庄園は、宇佐宮庄園と同様に、封戸の庄園化した封郷庄の第一層と、位田等の変質した庄園の第二層と、寄進・買得・加納等による庄園の第三層の集合体であると推定したこと。

⑩弥勒寺領豊後浦部十五庄を中野博士は聖武天皇寄進墾田百町の庄園化したものとする御説は誤りであり、私は八幡大神の封戸二五〇戸（五郷）の庄園化したものと推定したこと。

⑪比咩大神の封郷の一部分は、豊前宇佐・下毛・上毛の三郡に、宇佐宮境内郷として、比咩大神封郷ゾーンを形成しているの

に対し、八幡大神封郷の一部として、速見郡の四郷と国崎郡の一郷が、八幡大神封郷エリアを形成していると推定したこと。この小論を草するに当って、失礼も顧りみず、中野博士の高著『八幡信仰史の研究』に対し、私なりの考察を述べた。多くの点において中野博士の御説と見解を異にする点のあることも明記した。私の考究が必ずしも真理を貫徹しているという保証もない。幸に文学博士中野幡能氏ならびに諸先学の御教示を賜わらば幸甚である。

注(1) 中野幡能前掲書五九七頁に墾田百町のはとは「浦部十五庄」であるとあるが、『元暦文治記』に豊後竈土庄とあるので、中野博士の御説は誤りであろう。

(宇佐市南宇佐桐井)

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(一)

豊前国六六ヶ村の村名、村高、領主名を記した豊前国高帳の他、宇佐郡下麻生村、宇佐村、元重組、田口組、下毛郡今津組、宮園村、中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(会員一八〇〇円、会員外二五〇〇円送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。近世史研究必備の書。

(会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円送料共)

発行所 大分県地方史研究会